㈢　電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の九第一号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する構内無線局及び同規則第五十四条第五号に規定する技術基準に係る無線設備を使用する簡易無線局

㈣　無線設備規則第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局

㈤　電波法施行規則等の一部を改正する省令による改正前の無線設備規則第四十九条の七及び第四十九条の七の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局

㈥　無線設備規則第五十八条の二の三に規定する技術基準に係る無線設備を使用する固定局（九五八MHzを超え九六〇MHz以下の周波数を使用するものに限る。）

㈦　無線設備規則第四十五条の十二の五及び第四十五条の十二の六に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局

七　終了促進措置に関する事項

1　第五項第二号に規定する費用の負担に充てることが可能な金額の総額（以下「負担可能額」という。）

2　当該費用に充てる資金の確保の計画及びその根拠（外国通貨で表示された金額は、申請期間の開始日における外国為替の売買相場により、本邦通貨で表示された金額に換算すること。また、申請者の預金口座の残高として金融機関が証明した書類、金融機関による融資を行う旨を約する書類その他の負担可能額に相当する資金を確実に確保することができることを証する書類を別紙により添付すること。）

3　対象免許人等との終了促進措置の協議を開始する無線局の割合及び終了促進措置の実施を完了する無線局の割合に関する、年度ごと、都道府県（第五項第一号㈡及び㈢に掲げる無線局においては総合通信局の管轄区域）ごと、第五項第一号㈠から㈢までの区別ごとの計画及びその根拠

4　終了促進措置の実施に係る窓口の設置、周知させるための措置及び通知の実施の確保に関する計画

5　第五項第五号㈠に規定する事項の遵守を示す旨

6　対象免許人等との終了促進措置に係る協議及び合意の方法に関する計画

7　第五項に定める終了促進措置に関する事項について、対象免許人等との迅速な合意形成を図るための対策及び円滑な実施を図るための体制の整備その他必要な措置に関する計画

八　電波の能率的な利用の確保に関する事項

申請者に係る携帯無線通信（無線設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画（電波の利用状況及び利用計画を含む。以下別表第二の十において同じ。）及びその根拠

九　電気通信事業の健全な発達と円滑な運営への寄与に関する事項

本開設指針又は平成二十一年総務省告示第二百四十八号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）に係る開設計画の認定を受けていない電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいい、同号に規定する電気通信事業者になる見込みのある者を含む。以下同じ。）に対する、卸電気通信役務（同法第二十九条第一項第十号に規定する卸電気通信役務をいう。以下同じ。）の提供又は電気通信設備の接続その他の方法による特定基地局の利用を促進するための具体的な計画

十　申請者の条件に関する事項

別表第二の十一の要件に対する適合を示す旨（申請者が法人又は団体である場合にあっては、その役員（組合その他これに準ずる事業体にあっては、役員に相当する者を含む。以下同じ。）及び同表十一４の議決権の関係を示す書類を別紙により添付すること。）

十一　一から十までに定めるもののほか、本開設指針に定められた事項に関する申請者のこれまでの取組の実績並びに計画及びその根拠

別表第二　開設計画の認定の要件

一　全ての都道府県の区域において、特定基地局を整備する計画及びその根拠を有していること。

二　開設計画に記載された全ての特定基地局について、その円滑な整備のため、設置場所の確保、無線設備の調達及びその整備に係る業者との協力体制の確保に関する計画及びその根拠を有していること。

三　申請者が設置しようとする無線設備に関する技術的な検討、実験、標準化等の実績又は計画を有し、かつ、特定基地局の運用に必要な電気通信設備の調達及び工事並びに運用及び保守に関する計画及びその根拠を有していること。

四　関係法令の規定に基づき、無線従事者の配置方針並びに電気通信主任技術者の選任及び配置に関する計画及びその根拠を有していること。

五　天災その他の災害及び事故の発生時における電気通信設備の障害及び通信の輻輳を防止し、又は最小限に抑えるための措置に関する計画（申請者が開設計画の認定を受けたことのある者である場合にあっては、当該認定に係る開設計画に記載されたもの以外のものを含むこと。）及びその根拠を有していること。

六　特定基地局の運用による電気通信事業に要する費用に充てる資金の確保に関する計画及びその根拠を有しており、かつ、当該電気通信事業に係る損益に関する年度ごとの見通しにおいて、利益の生じる年度があること。

七　法令遵守のための体制の整備、平成十六年総務省告示第六百九十五号（電気通信事業における個人情報保護に関するガイドラインを定める件）に適合した個人情報保護のための体制の整備及び電気通信事業の利用者の利益の保護のための体制の整備に関する計画及びその根拠を有していること。

八　既存の無線局等の運用及び電波の監視を阻害する混信その他の妨害を防止するため、当該妨害の防止に係る対応を行う窓口の設置及び特定基地局の設置前に当該設置に係る情報交換若しくは協議の実施又は当該妨害を防止するための特定基地局の設置における無線設備へのフィルタの追加若しくは無線局の設置場所及び無線設備の空中線の指向方向の調整の実施による干渉の改善等の措置を行う計画及びその根拠を有していること。

九　負担可能額が千二百億円以上であり、当該負担可能額を確実に確保できること。

十　申請者に係る携帯無線通信を行う無線局の周波数に係る電波の能率的な利用を確保するための取組に関する計画及びその根拠を有していること（第四項に掲げる事項を除く。）。

十一　申請者が次の要件を満たしていること。

1　申請者が、本開設指針に係る二以上の開設計画の認定の申請（申請期間が同じものに限る。以下この十一において同じ。）を行っていないこと。

2　申請者が、本開設指針に係る他の開設計画の認定の申請を行っている法人又は団体の役員ではないこと。